

『合併処理浄化槽の設置』をお考えの皆さま、ぜひご利用ください。

朝日町合併処理浄化槽設置事業

□事業内容

町内において合併処理浄化槽（国庫補助指針適合品）を設置するため、必要とする経費（工事費等）について、町が定める限度額内において補助金を交付。

設置する合併処理浄化槽につきましては、より環境に配慮した型式を推奨しております。該当する型式につきましては、一般社団法人浄化槽システム協会ホームページ

「<http://www.jsa02.or.jp/05koho/index.html>」をご参照ください。

□補助金交付対象者

町内において、住宅、事業所等に合併処理浄化槽を設置する方。

□補助対象区域

大谷地区集落排水処理区域を除く朝日町全域

□補助金額

・左記の補助金に加え、下記に該当する方は更に加算されます。

《当該年度》

単独浄化槽廃止補助金	100,000円
放流ポンプ槽設置補助金	※1
若者定住奨励金※2	50,000円

※1 令和8年度事業は20万円を限度に交付

※2 夫婦の一方が40歳未満、または18歳以下の扶養者が1名以上の世帯が対象

□注意点

下記に該当する場合、補助金が交付されませんので十分に注意してください。

- (1) 町税等に滞納がある場合
- (2) 町が定めた工事仕様を満たしていない場合
- (3) 提出書類に虚偽等の不備がある場合
- (4) 補助金申請年度の3月10日まで実績報告書を提出できない場合
- (5) 浄化槽法第7条及び第11条に規定する法定検査を受検しない場合



朝日町浄化槽整備促進事業

山形県において生活雑排水の推進策として、単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽を転換する際に補助金が交付される「山形県浄化槽整備促進事業」を展開しています。これを受け、朝日町でも「朝日町浄化槽整備促進事業費補助金交付要綱」を制定し、朝日町合併処理浄化槽設置事業で交付される補助金に加え、山形県からの補助金として更に上乘せして交付し、設置者の負担軽減を行います。

□補助金交付対象者

町内において、既存の単独処理浄化槽または汲み取り便槽から合併処理浄化槽への浄化槽転換事業※1を行う方

※1 リフォーム工事のみ対象となります。

□補助金基本額

・5人槽

(1) 浄化槽工事費※2 から 414,000 円を控除した額に 3分の1 を乗じて得た額

(2) 160,000 円

(3) 浄化槽工事費から町が交付する浄化槽関連の補助金（本要綱に基づく補助金を除く）を控除した額

・6人槽以上

(1) 浄化槽工事費から(※3)補助基準額を控除した額に 3分の1 を乗じて得た額

※3 7人槽：474千円、10人槽：660千円

(2) 200,000 円

(3) 浄化槽工事費から町が交付する浄化槽関連の補助金（本要綱に基づく補助金を除く）を控除した額

・上記(1)～(3)のうち、**最も低い額を交付**します。

□補助金加算額

・5人槽

(ア) 50,000 円

・6人槽以上

(ア) 65,000 円

・共通

(イ) 浄化槽工事費から町が交付する浄化槽関連の補助金（本要綱に基づく補助基本額を含む）を控除した額

・上記(ア)、(イ)の**いずれか低い額**を加算します。



※2 個人設置型浄化槽転換事業に係る合併処理浄化槽設置工事（配管工事等の付帯工事を除く。）に要する設計費、本工事費及び工事監理費の額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）をいう。

《 2つの合併処理浄化槽補助事業を活用したイメージ》

2

2

例： Aさん（夫）が35歳で補助対象区域内に在住しており、自宅の単独浄化槽から合併処理浄化槽（5人槽）へ転換する場合

※工事費 1,100,000円としたとき

『朝日町合併処理浄化槽設置事業』

・ 5人槽設置補助金	550,000円
・ 単独浄化槽廃止補助金	100,000円
・ 若者定住奨励金	50,000円
合 計	700,000円



『朝日町浄化槽整備促進事業』

・ 補助金基本額

(1) $(1,100,000 - 414,000) \times 1/3 = 228,666$ 円

(2) 160,000円

(3) $1,100,000 - 700,000 = 400,000$ 円

→ (1) ~ (3)のうち、最も低い(2) 160,000円が交付される。

・ 補助金加算額

(ア) 50,000円

(イ) $1,100,000 - (700,000 + 160,000) = 240,000$ 円

→ (ア)、(イ)のうち、低い(イ) 50,000円が加算される。

Aさんには、総支給額 910,000円 の補助金が交付され、実質負担額は 190,000円 となります。

※ 『朝日町合併処理浄化槽設置事業 単独浄化槽廃止補助金 (1 ページ)』

※ 『朝日町浄化槽整備促進事業 (2 ページ)』

以上の補助金は、事業期間・件数に限りがございます。

単独処理浄化槽、汲み取り便槽をご利用の方は、この機会にぜひご検討ください。

□お問合せ先

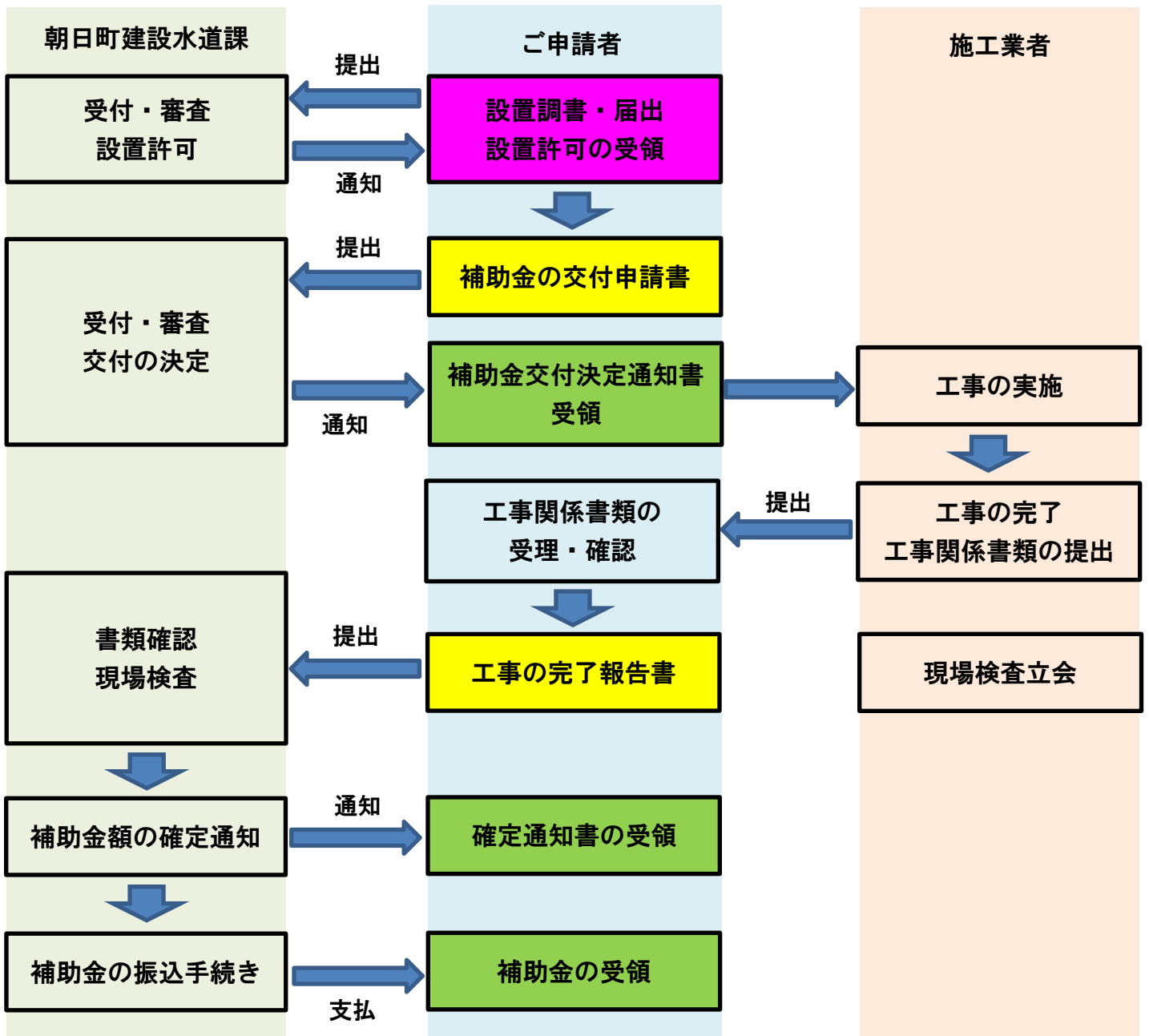
朝日町役場 建設水道課整備係

TEL : 67-2115 FAX : 67-3570

MAIL : kensui@town.asahi.yamagata.jp

【補助事業の手続きの流れ】

3



◇ トイレ等の工事と一緒にやる方へ

・朝日町では、住宅のリフォーム工事等への補助金もあります。対象となる工事や補助金額については朝日町ホームページ

(<http://www.town.asahi.yamagata.jp/soshiki/9/jutakukaisyu.html>) をご参照ください。

◇ 次のことにご注意ください

・合併処理浄化槽の設置工事にあたり、設置の許可が必要となります。設置調書または届出を関係機関（役場、山形県建築サポートセンター等）に提出をお願いします。許可が出るまで、2～3週間ほどかかります。

・書類に誤字等がある場合は、再提出していただく場合があります。